

補助金受給までの手続き

交付申請

必要書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

設置工事着工又は建売住宅引渡しの日 15日以上前までに申請が必要です。

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第1）	<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。・ 日付、金額、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。・ 複数システムを設置する場合は、最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。	
システム設置概要書（様式第2）	<ul style="list-style-type: none">・ 作成にあたっては、記入例をご確認ください。	
申請システムごとの補助対象経費が確認できる書類（契約書又は見積書）の写し	<ul style="list-style-type: none">・ お客様控と区別がある場合はお客様控えが必要です。・ 申請者氏名、申請システムごとの補助対象経費を確認します。	
システム設置予定場所の地図	<ul style="list-style-type: none">・ 現地確認に伺う場合があります。システム設置予定住宅に印をつけてください。	
売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象システム付建売住宅として申請する方のみ・ お客様控と区別がある場合、お客様控えが必要です。	
所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none">・ 借用住宅の方のみ	

* その他注意事項 *

- ・ 申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- ・ 交付申請及び交付決定通知前に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- ・ 交付申請書の提出時に、市内在住の方は住民票及び滞納状況の確認を行います。
- ・ 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。

〈電子申請〉

- ・ 市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- ・ データの確認に時間を要しますので、お急ぎの場合は開庁時間に環境都市推進課までご連絡ください。
- ・ 様式第1と様式第2はPDF形式で提出してください。



交付決定

受付後、申請者へ交付決定通知書を送付します。（2週間程度）

※ 決定通知書が手元に届いてから着工してください。

※ 申請内容に変更があった場合は、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

補助金受給までの手続き

1 交付申請

令和7年4月1日(火)～令和8年2月19日(木)にあいち電子申請または窓口にて提出してください

設置工事着工または建売住宅引渡しの15日以上前までに申請

申請者へ交付決定通知が送付される
(交付申請から2週間程度)

2 交付決定

3 設置工事・引き渡し

- ・ 決定通知書が手元に届いてから着工してください。
- ・ 申請内容に変更があった場合は、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

4 実績報告

完了日から3か月後の末日または
令和8年3月6日(金)のいずれか早い日までに
あいち電子申請または窓口にて提出してください

指定口座に振込み
(実績報告から1か月程度)

5 補助金交付

申請者

安城市 環境都市推進課（北庁舎2階）

- ・ 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
(ホーム>生活・サービス>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)
- ・ 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- ・ 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。